

スクールソーシャルワーカーによる こどもアドボカシー

一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会 会長 門田 光司(久留米大学 教授)



2023年4月より「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁のホームページを開くと、「こども家庭庁は、こどもがまんなかの社会を実現するために、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとっていちばんの利益を考え、こどもと家庭の、福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るためのこども政策に強力なリーダーシップをもって取り組みます。」とあります。この文章には、「児童の権利に関する条約」の4つの原則、①差別の禁止、②子どもの最善の利益、③生命、生存及び発達に対する権利、④こどもの意見の尊重が含められています。スクールソーシャルワーカーはこどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益のためにソーシャルワーク実践をしていく専門職です。その実践の基盤にあるのが「アドボカシー」(advocacy)

スクールソーシャルワーカーはこどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益のためにソーシャルワーク実践をしていく専門職です。その実践の基盤にあるのが「アドボカシー」(advocacy)です。アドボカシーの定義として、Barker,R.L.(2003)は「ソーシャルワークにおいて、アドボカシーは直接介入やエンパワメントを通して、個人やコミュニティの権利を擁護していくこと。NASW(全米ソーシャルワーカー協会)の倫理綱領では、アドボカシーは専門職の基本的義務である」としています。また、アドボカシーを行うアドボケイト(advocate)の役割は、「クライアントの問題に影響している状況を改善するために、またクライアントの権利を保障及び保護するために、発言していくこと」と定義づけています。アドボカシーが代弁や権利擁護して日本語訳されていますが、この定義に示されているように、こどもの意見を聴き、代弁や権利擁護をしていくのは、ソーシャルワークの専門的価値である人権や社会正義が侵害されている状況をこどもが抱えているからです。スクールソーシャルワーカーもこどもの人権侵害や社会不正義に取り組んでいく使命があります。

ソーシャルワークの歴史を振り返れば、1700年代後半から 1800年代初頭にかけて、工場では手作業から動力駆動に代わり始め、機械を動かす新しい労働力としてこどもが使われました。工場の所有者にとっては、大人よりも低賃金で、ストライキもなく、管理しやすいため、こどもを雇うことを好んだのです。しかし、工場での労働は過酷で、1ドルのみのために 1日 12時間~18時間、週6日働き、多くのこどもは7歳で働き始めました。1889年にジェーン・アダムス(Jane Addams)が設立したセツルメントハウス「ハルハウス」に、1891年フローレンス・ケリー(Florence Kelley)が参加しました。彼女の任務は地域の児童労働調査でしたが、お菓子屋で 3~4歳のこどもたちが働いているのを見つけました。この調査結果をイリノイ州に提出し、14歳以下のこどもの雇用を禁じる最初の工場法が成立しました。このソーシャルアクショ

ンは、児童労働に対するこどもアドボカシーであり、マクロ・ソーシャルワーク実践といえるかもしれません。実はケリーはアメリカ下院議員の父の娘として生まれ、子ども時代、父親から児童労働について話を聴かされ、危険な状況下で鉄鋼やガラス工場で働く幼い子どもたちを何度も見に連れていかれた経験があります。この体験からケリーが児童労働改革に熱意をもったと言われています。

こども家庭庁ではこども政策が謳われています。スクールソーシャルワーカーもこどもアドボカシーとして学校でのミクロ・メゾのソーシャルワーク実践に加えて、これからはマクロ・ソーシャルワーク実践を展開していく必要があるでしょう。

一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会年報2022

Frontier

1. 2022年度一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会組織体制(1)協会の沿革	P.4
	1.1
(2) 理事・運営委員一覧	P.6
2. 事務局及び各委員会事業報告	
(1)事務局	
i)事務局について	P.8
ii) 2022年度事業報告・会計収支報告	P.9
iii) 2023年度事業計画案・会計収支予算案	P.14
iv)法律相談のご案内	P.17
v)新規社員(正会員)に関するご報告	P.18
(2)研修委員会	
i) 研修委員会について	P.19
ii)各研修資料	P.20
(3) 研究・国際交流委員会	
i) 研究・国際交流委員会について	P.49
(4) 広報委員会	
i)多様な広報活動に向けた基盤作り	P.50
ii) 2022 年度活動出版物	P.51
○ 恒生化量	D ==
3.編集後記	P.55

※2022 年度年報に記載中の組織・役職名等については、2023 年 3 月 31 日時点のものです。

1. 2022 年度一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会組織体制

(1)協会の沿革

2008年 福岡県スクールソーシャルワーカー協会連絡会 発足

- -文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業」の開始により、福岡県内で活動を開始した 18 名のスクールソーシャルワーカーが集い、定期的な情報交換等を行った。
- 2009 年 『福岡県スクールソーシャルワーカー活動報告集』を自費制作して、福岡県内すべて の教育委員会ならびに九州各県に進呈した。

2010年 福岡県・学校ソーシャルワーク研究会 発足

- -2 か月に1度の頻度で定期的な研究会を開催。
- ―学校ソーシャルワークに関心のあるスクールソーシャルワーカー以外にも、教員、 児童福祉司、福祉職、報道関係者、学部生・大学院生など幅広い層が参加して会 員数は80名を超えた。
- —佐賀県、山口県、長崎県、熊本県、鹿児島県など、福岡県以外からも多くの参加が あった。

2012年 福岡県スクールソーシャルワーカー協会 発足

- -15名の発起人により協会を設立。
- ―同年 12 月、クローバープラザにて第 1 回大会「今、私たちスクールソーシャルワーカーが目指すもの」開催。
- 2013 年 —同年 6 月、久留米大学にて第 2 回大会「Challenge to the "6"」開催。
 - -同年3月、広報誌『Relations 第1号』発刊。
 - —同年8月、広報誌『Relations 第2号』発刊。
 - —同年12月、広報誌『Relations 第3号』発刊。
- 2014年 —同年 3 月、広報誌『Relations 第 4 号』発刊。
 - ―同年4月、『スクールソーシャルワーカー実践事例集―子ども・家庭・学校支援の 実際』刊行。
 - ―同年 6 月、クローバープラザにて第 3 回大会「非行問題と生徒指導―子どもたち の声が聞こえていますか?―」開催。
 - —同年8月、広報誌『Relations 第5号』発刊。

- --同年12月、広報誌『Relations 第6号』発刊。
- 2015年 同年 3 月、広報誌『Relations 第 7 号』発刊。
 - -同年 5 月、クローバープラザにて第 4 回大会「振り返ろう!学校ソーシャルワーク実践-スクールソーシャルワーカーたちの主張-|開催。
 - —同年9月、広報誌『Relations 第8号』発刊。
- 2016年 同年 2 月、広報誌『Relations 第 9 号』発刊。
 - ―同年7月、北九州市立大学にて第5回大会「チームを育むソーシャルワーク」開催。
 - —同年 11 月、広報誌『Relations 第 10 号』発刊。
- 2017年 —同年6月、福岡県立大学にて第6回大会「チーム学校における教育・心理・福祉のコラボレーション」開催。
- 2018年 同年8月、九州工業大学にて第7回大会「10+1 新たなスタート- | 開催
- 2019 年 -同年 2 月、電気ビル共創館にて韓国スクールソーシャルワーカー協会との特別研修「日韓スクールソーシャルワーカー・セミナー」を開催。なお、本研修会は日本学校ソーシャルワーク学会九州沖縄ブロック第 11 回研究大会としても同時開催された。
 - ―同年3月、元イズリントン・ジュニアミドルスクール副校長の Tim Kenji Kamino 氏をお招きして特別研修「公正といじめ予防~カナダ・トロントでの学校支援プログラム」を開催。
 - —同年4月、広報誌『Relations 第11号』発刊。
 - —同年 10 月、西南学院大学にて第 8 回大会「スクールソーシャルワーカーの人材養成」開催。本大会は、第 1 回 Asia Network of School Social Work(ANSSW)の第 1 回大会として韓国、台湾、シンガポールの各団体・関係者も参加して行われた。

2020年 一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会 発足

- ―同年2月、元イズリントン・ジュニアミドルスクール副校長の Tim Kenji Kamino 氏をお招きして特別研修「カナダ・トロントの生徒サポートチームの実際」を開催。なお、本研修会は日本学校ソーシャルワーク学会九州沖縄ブロック第12回研究大会としても同時開催された。
- ―同年 11 月、オンラインにて第 9 回大会「コロナ禍のスクールソーシャルワーカー

- —Social Work in School—」開催。
- —同年 11 月、広報誌『Relations 第 12 号』発刊。
- 2021年 同年9月、年報 「frontier 第1号」発刊。
 - -同年 10 月、「Relations 第 13 号」 発刊。
 - -同年 10 月、久留米大学にて第 10 回大会「スクールソーシャルワーカーの実践 玉手箱」開催。
- 2022 年 同年 9 月、年報 「frontier 第 2 号」発刊。
 - -同年 10 月、電気ビル共創館カンファレンス A にて第 11 回大会「Up Date! —「不 登校」への新たなる支援の模索—」開催。
 - -同年 12 月、「Relations 第 14 号」発刊。

(2)理事・運営委員一覧

役職	氏名(所属)
会長(代表理事)	門田 光司 (久留米大学)
副会長(理事)	奥村 賢一(福岡県立大学)
事務局長(理事)	寺田 千栄子(北九州市立大学)
運営委員 (理事)	池田 敏(福岡市教育委員会)
運営委員(理事)	梶谷 優子(福岡市教育委員会)
運営委員(理事)	蒲池 恵(福岡市教育委員会)
運営委員(理事)	坂本 美紗(福岡市教育委員会)
運営委員 (理事)	高口 恵美(大牟田市教育委員会)
運営委員(理事)	永瀬 由季(福岡市教育委員会)
運営委員(理事)	前屋敷 なな子(福岡市教育委員会)
運営委員	飯盛 友紀(福岡市教育委員会)
運営委員	井上 由紀(大牟田市教育委員会)
運営委員	浦田 梨央(福岡市教育委員会)

運営委員	古賀 幸広(香春町教育委員会)
運営委員	後藤 哲(志免町教育委員会)
運営委員	田中 惟子(北九州市教育委員会)
運営委員	玉塚 慎悟(遠賀町教育委員会)
監事	山﨑 清登

(3) 事務局・各委員会担当

①事務局

寺田 千栄子 (事務局長)、池田 敏、浦田 梨央、梶谷 優子、玉塚 慎悟

②研修委員会

高口 恵美 (委員長)、井上 由紀、後藤 哲、田中 惟子、永瀬 由季、前屋敷 なな子、 古賀 幸広

③広報委員会

奥村 賢一(委員長)、飯盛 友紀、蒲池 恵、坂本 美紗

④研究・国際交流委員会

門田 光司 (委員長)

2. 事務局及び各委員会事業報告

(1)事務局

事務局長 寺田 千栄子

- i) 事務局について
- 1. 2022 年度の事務局の活動
- 1) 2022 年度の事務局体制

2022 年度の事務局は5名の体制で事業を担当した(表1)。業務の円滑な運営のために、事務局員間での役割分担を細かく行い、安定した事業運営並びに適切な会計管理を目標に業務を遂行した。また、メールやSNS、オンラインの会議などを活用することで、業務の円滑な運営に努めた。

表1. 2022 年度の事務局体制

役職	氏名	主な役割
事務局長	寺田 千栄子	全体統括、渉外、会員管理 等
事務局員	池田 敏	会計等
事務局員	浦田 梨央	会計等
事務局員	梶谷 優子	各種助成事業、研修参加管理 等
事務局員	玉塚 慎悟	会員管理 等

2. 主な事務局活動

2022 年度は事務局メンバーを新たにし、運営を行った。詳細の活動については、以降の事業報告をご参 照いただきたい。特筆すべきは、2 点である。

- 1)会員管理:協会ホームページのリニューアルに伴い入会申込書、変更届等データ管理できる仕組みに変更を行った。
- 2)研修・研究助成事業の柔軟な運用:2022年度研修・研究助成について申込者がいなかったため、特別募集として2023年度に行われるANSSWへの参加を目的とした追加募集を行い4名の応募者へ助成を行った。

研修・研究助成や法律相談など、正会員のための仕組みを準備しているが十分に活用されていない。今後 も会員の皆様と近い事務局を運営できるよう、事務局員一同努力していきたい。

ii) 2022 年度事業報告·会計収支報告

【第1号議案】2022年度事業報告

(1) 事務局

① 総会

○2022 年度総会(第 10 回)(法人化後第 3 回)、2022 年 6 月 18 日、オンライン会議システムにて実施

② 大会

第11回大会 (2022年10月30日)、電気ビル 共創館 カンファレンス A

「Up Date!—「不登校」への新たなる支援の模索—」 参加者数:73 名 (対面:56 名 遠隔:17 名)

第1部基調講演

講演:渡邉香子(神奈川県教育委員会 スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー)

第2部シンポジウム

シンポジスト : 山本 拓也 (福岡市教育委員会)

二保 紗矢 (広川町教育委員会)

青木 ひふみ (横浜市教育委員会)

コメンテーター :渡邉 香子

コーディネーター: 奥村 賢一(本協会副会長・福岡県立大学准教授)

③ 理事会(全6回)

第12回:2022年 4月24日 (オンライン)

第13回:2022年 6月18日 (オンライン)

第14回:2022年 7月 3日 (オンライン)

第15回:2022年 9月11日 (オンライン)

第16回:2022年12月 4日 (オンライン)

④ 事務局会議(全3回)

第 1回:2022年 8月 3日 (オンライン)

第 2回:2022年 9月24日 (事務局長私宅)

第 3回:2023年 3月21日 (オンライン)

⑤ 2022年度総会員数 ※2023年3月31日現在

254名(内訳:正会員82名、賛助会員155名、学生会員17名)

⑥ 法律相談事業

2件の応募があり、助成を行なった。

(2) 研修事業

① 各研修 ※協会関係者は敬称略

新型コロナウイルスの影響で、2022 年度の研修は一部オンライン研修を行うこととなった。そのため、参加者の属性が限定的になり、例年より参加人数が減少した。

	日時	テーマ・講師	場所	参加人数
全 2022. 6. 18		学校ソーシャルワークの歩みとこれからの期待	オンライン	46 人
全体研修		講師:門田 光司		
	2022. 11. 1	子ども基本法の成立で何が変わる?	オンライン	17 人
		講師:柳 優香		
	2022. 12. 18	子どもに関する様々な課題と子どもの権利	久留米大学	延期
		講師:重永 侑紀		
	2023. 3.25	福岡県の大麻乱用防止対策と乱用防止プログラ	オンライン	33 人
		ムについて		
		講師:児玉 臨、森 治美		
基礎	2022. 4. 23	初任者研修	オンライン	20 人
基礎研修		講師:門田 光司、奥村 賢一、寺田 千栄子、	およびオンデマンド	
		上野健太、前屋敷なな子		
	2022. 8. 25	未来語り~1年後の自分~	天神ロフトビル8階	8人
		講師:高口 恵美		
	2023. 1. 22	年度末だよ!スクールソーシャルワーカーの自	オンライン	20 人
		己点検一基本的原理と基本的倫理基準の観点か		
		6-		
		講師:池田 敏		
	2023. 3. 25	三人寄れば文殊の知恵~こんな時どうする?み	オンライン	5人
		んなで知恵を出し合おう!~		
		講師:牛島 道太、井上 由紀		
専門	2022. 4. 17	特性の理解から始める見立てと手立て	博多駅前貸会議室	13 人
研修		講師:宮野 伸枝		
	2022. 11. 26	インボランタリーな保護者へのアプローチ	みんなの貸会議室博	6人
		講師:奥村 賢一	多駅前店	
	2023. 3. 25	オンライン事例検討会(PCAGIP)〜多くの問題を	オンライン	3人
		抱える家族への支援を考える~		
		講師:高口 恵美、古賀 幸広		

② 2022 年初任者研修:オンラインにて開催

③ 研修委員会議

第1回:2022年7月31日(オンライン・全員)

第2回:2021年8月 (オンライン・随時部分会)

第3回:2021年9月 (オンライン・随時部分会)

第4回:2021年11月 (オンライン・随時部分会)

第5回:2023年3月26日(オンライン・全員)

(3) 広報事業

- ① 各種チラシ等の作成(第11回大会チラシ及びポスター、研修会用チラシ等)
- ② 広報誌作成

2022 年 12 月に RELATIONS vol. 14 を発刊して、協会 HP への掲載及び SNS での広報を行った。

③ 年報作成

2022 年9月に年報 frontier 第2号を発刊し、協会 HPへの掲載及び SNS での広報を行なった。

④ ホームページリニューアル

旧ホームページからの移行作業(デザイン、コンテンツの見直し、データ移行等)を行った。

⑤ 協会アメニティグッズの制作

正会員更新特典として、ノベルティグッズ(ボールペン、クリアファイル)の制作を行った。

⑥ 広報委員会議(全4回)

第1回:2022年7月21日 (オンライン)事業計画の説明、役割分担

第2回:2022年9月17日 (メール) 広報誌のデザイン、企画等に関する検討

第3回:2023年1月27日 (メール) 冊子『子どもの居場所づくり』制作に関する打ち合わせ

第4回:2023年2月22日 (メール) 新ホームページ移行に伴う最終チェック

(4) 国際交流事業

① 研修・研究助成

4件の応募(ANSSW特別募集)があり、全て採択した。

採択者 (五十音順):高口恵美、田島聡美、堤さなえ、堀川裕美

② 国際ニューズレターの発行

2022年7月に発刊した。

③ 冊子「スクールソーシャルワーカーによる小学校での居場所づくり」(2023年3月)を発刊した。

(5) その他

- ① 県および市町教育委員会へのスクールソーシャルワーカー候補者の推薦実施
- ② 高専へのスクールソーシャルワーカー候補者の推薦実施

- ③ いじめ第三者委員等各種委員の推薦
- ④ ヤングケアラー対策ワーキング委員(福岡県児童家庭課)の推薦
- ⑤ 他団体(福岡県医療ソーシャルワーカー協会)への研修講師の紹介

【第2号議案】2022年度会計収支報告

(2022年4月1日~2023年3月31日)

<収入> (単位:円)

費目	予算額	決算額	備考
入会金・会費	780,000	8 6 6, 0 0 0	正会員90名、賛助会員94名
			(法人化前の会員区分での会費及び滞納分入金額を含む)
前年度繰越金	2, 054, 641	2, 054, 641	
事業収入 (研修)	500,000	3 3 9, 0 7 0	参加費、資料等
事業収入 (その他)	10,000	0	過払い税金の払い戻し
雑収入	0	1	利子等
計	3, 344, 641	3, 259, 712	

<支出> (単位:円)

	弗口	昨年度	昨年度	備考
	費目	予算額	決算額)相号
各	研修事業	495,000	170,629	研修講師謝金、交通費等
各事業費	広報事業	2 4 0, 7 4 6	131, 491	各チラシ、リーフレット等
費	研究・国際交流事業	360, 000	3 1 8, 7 0 7	研究助成、研究協力謝金
理事	会会費	175,000	44, 895	会議費、理事報酬
運営	委員会費	600, 000	1 4 5, 7 8 0	会場費、交通費、活動実費
大会	・総会費	350,000	2 2 6, 0 6 3	会場費、事務費等
	事務局運営費	100,000	13, 261	事務局会議費,消耗品 等
事	事業運営費	300,000	2 1 2, 3 7 1	ホームページ管理料 等
事務局費	人件費	100,000	30, 529	アルバイト報酬
費	弁護士相談運営費	100,000	9, 980	弁護士謝金
	(通信費)	150,000	121, 554	郵送費、電話代 等
その	他	100,000	41, 958	理事変更登記費用 等
予備	 費	1, 032, 151	96, 807	源泉徴収費用
	計	3, 347, 151	1, 564, 025	

iii) 2023 年度事業計画案・会計収支予算案

【第3号議案】2023年度事業計画案

(1) 事務局

- ① 第3回定時社員総会 2023年6月11日 10時より (オンラインにて実施)
- ② 第12回大会 2023年10月28日(土) 会場:未定 (感染症対策を徹底し、基調講演ならびにシンポジウムを実施予定、会場もしくはオンデマンド配信に て大会に参加できるよう配慮予定)
- ③ 理事会2023 年度中に 5 回の理事会を開催予定運営委員会
- ④ 運営委員会各種委員会にて適宜開催予定
- (5) 新規社員(正会員)報告(別紙1参照)
- ⑥ 弁護士による法律相談事業(別紙2参照)

(2) 研修事業

- ① 各種研修の運営(別紙3、4参照)
- ② 研修委員会議
- ③ 動画作成

(3) 広報事業

- ① 第12回大会チラシ、ポスターの作成
- ② 各研修会チラシの作成
- ③ 広報誌の作成およびホームページへの掲載
- ④ 年報の作成およびホームページへの掲載
- ⑤ 協会年間活動報告書の作成
- ⑥ 協会広報動画の作成
- ⑦ ホームページ、その他SNSの管理
- ⑧ 広報委員会議
- ⑨ 協会更新特典作成

(4) 研究及び国際交流事業

- ① 研究及び研修助成(別紙5参照)
- ② ANSSW ニューズレターの発行
- ③ 研究および国際交流事業会議
- ④ 第3回 ANSSW 国際大会(in 韓国) における通訳者派遣

(5) その他

事業委託による収支増の可能性、事務担当者の募集

【第4号議案】2023年度会計収支予算案

<収入> (単位:円)

科目	昨年度 決算額	今年度 予算額	備考
1 A A A #			TAB () 4 - ### AB () 4
入会金・会費	866, 000	780, 000	正会員60名、賛助会員160名、
			学生会員10名、新規10名
前年度繰越金	2, 054, 641	1, 695, 687	昨年度繰越金
事業収入 (研修関連)	3 3 9, 0 7 0	45 0, 000	参加費、資料代等
事業収入 (その他)	0	10,000	
雑収入	1	0	利子等
計	3, 259, 712	2, 935, 687	

<支出> (単位:円)

	費目	昨年度	今年度	備考	
	貝口	決算額	予算額	· 旧石	
各	研修事業	170,629	495,000	研修講師謝金、会場費、会議費、交通費	
各事業費	広報事業	131, 491	266, 426	各チラシ、広報動画作成費、会議費、交通費等	
費	研究・国際交流事業	3 1 8, 7 0 7	560, 000	研究助成、ニューズレターの発行 等	
理事	会会費	44, 895	150,000	会場費、会議費、役員報酬	
運営	委員会費	1 4 5, 7 8 0	600, 000	会場費、謝金	
大会	・総会費	2 2 6, 0 6 3	300,000	会場費、事務費等	
	事務局運営費	13, 261	100,000	事務局会議費等	
事	事業運営費	212, 371	150,000	ホームページ管理料、印刷、備品等	
事務局費	人件費	30, 529	100,000	アルバイト謝金等	
費	弁護士相談運営費	9, 980	100,000		
	(通信費)	121, 554	150,000	郵送費、切手代等	
その	也	41, 958	150,000	理事変更登記手続き 源泉徴収等	
予備	費	96,807	64, 261		
	計	1, 564, 025	2, 935, 687		

別紙 2

法律相談のご案内

一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会では正会員向けに日々の業務の中で起こる法律に関する問題について、担当弁護士へ相談出来る事業をおこなっています。 相談料は無料です。ぜひともお気軽にご活用ください。

◇対象者:正会員

◇担当弁護士:六本松中央法律事務所

◇相談内容:個別ケースに関すること、労務関係(パワーハラスメントやセクシャルハラ

スメントなど)などの職場環境に関すること…etc

◇相談時間:30 分/1 回

◇相談料:無料

◇相談方法:オンライン、電話、対面など希望に応じて選択可

◇利用の流れ

①相談予約:相談希望者は1氏名、2会員番号、3相談希望日時、4希望相談方法を記載し、 事務局へメールする。

②相談希望日調整・相談日決定:事務局が担当弁護士と相談希望日の調整。相談日が決まり 次第、事務局より相談希望者にメールにて通知。

③相談日当日:本協会ホームページ内にある法律相談利用申込書に必要事項を記載し、担当 弁護士へ当日提出。

④相談終了

本事業につきましてご不明な点などがありましたら、下記へお問い合わせください。



〒802-8577 北九州市小倉南区北方四丁目2番1号 北九州市立大学地域創生学群・基盤教育センター寺田千栄子研究室 TEL: 080-3356-4214 E-mail: info@fassw-2012.jp

v)新規社員(正会員)に関するご報告

2023年6月11日

一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会 社員(正会員)各位

代表理事 門田光司

社員(正会員)に関するご報告

2023 年4月 29 日に行いました理事会におきまして、以下 1 名社員の方の退会がございましたので、ご報告させていただきます。

また、5 月に社員に関する決議報告をさせていただきました後、以下 2 名の方の入会希望がございました。2023 年 6 月 10 日の理事会(メール審議)にて入会を承認いたしましたので、併せてご報告させていただきます。

なお、本年度の議決権を有する正会員は82名といたしておりましたが、84名となりますことをご報告させていただきます。

記

○入会(正会員)

会員番号	氏名	所属
12380	郡嶋 愛	福岡県教育委員会高校教育課
12369	伊藤 茉子	宗像市役所

○退会(正会員)

会員番号	氏名	届出のある所属
12307	中村 滋	田川市教育委員会

計1名

(総数:84名)

以上

(2) 研修委員会

研修委員長 高口 恵美

i)研修委員会について

2022年度は、感染症の影響を受けながらも少しずつ、対面研修を実施することができました。

特に専門性を高めることを目的としている「専門研修」では、対面で学ぶことによって起こる、参加者の交互的な学びを大切にしたいという思いもあり、なおかつ感染症のリスクを回避するために少数精鋭での実施を試みました。「インボランタリーな保護者へのアプローチ」では、事前学習としてオンラインで知識を学び、対面で演習を通して経験として学ぶという連続講座を開催し、深い学びに繋がる様子がうかがえました。

また、基礎研修では、SSW一年目の皆様を対象に「未来語り」を実施しました。子ども達にとってもそうであるように、わたしたちも先の見通しが抱けない状況では不安も大きい。ピアな繋がりの中で普段意識されていない不安や疑問を言葉にしたり、身近なロールモデルに触れながら、一年後に自分がどんな姿になっていたいかを考えました。ここでは自分自身と向き合いつつ、対話を通したアプローチや未来語りのワークを子ども達にも実践してもらえるよう取り組みました。

対面でお集りいただいた方々は、「やっぱり集まって学ぶことで、モチベーションが上がる」 「仲間と会って話せることで安心する」など、オンラインでは体感できない価値を言葉にされ ている姿が印象的でした。

一方で、オンライン開催であれば子育て中の方や遠方の方も参加しやすいというメリットも あると思っています。対面とオンラインをテーマに併せて柔軟に取り入れながら、皆さんと共 に学ぶ機会を考えていきたいと思っています。

2023年4月、子ども家庭庁が発足されました。基礎研修では改めて「子どもの権利」について学ぶオンデマンド研修を取り入れました。わたしたちソーシャルワーカーは子どもの権利を守り、最善の利益を擁護するため、目の前の子どもを真ん中に多様な知識をもって向き合っていくことの大切さを痛感しました。

社会の変化に敏感になりながら、スクールソーシャルワーカーとして求められる知識や経験に寄与できるよう研修委員一同努めてまいりますので、会員の皆さんからのご意見やご要望など、皆様の「声」をどしどしお寄せいただけますと幸いです。

みんなで、協会の取り組みを盛り上げていきましょう!

ii) 各研修資料

2022 年 6 月 18 日 (土) 全体研修





1900年前後のアメリカの貧困

スクールソーシャルワーカーの始まりは、アメリカで誕生した「訪問教師」(visiting teacher)の活動起源にある。19世紀前半、海外からアメリカという新大陸での生活を夢みて多くの人が移り住んでいく。当時は産業革命の発展の時代。

しかし、大都市のニューヨークやシカゴ、ボストンは人口密度が著しく、6人のうち 5人が窮屈な貧民アパート(テネメント)に押し込められ、住居環境は最悪で、不潔であった。また、仕事にありつけない人たちにとっては、貧困、飢餓、非識字、精神保健問題といった社会問題が発生してくる。



当時の移民の子どもたちが抱える問題は、「子どもの貧困」「児童労働」「教育保障」であった。
1889年、セツルメントハウス「ハルハウス」のジェーン・アダムスらは、児童労働問題の解決に向けてイリノイ州政府に働きかけ、14歳以下の子どもたちが製造業で働くことが禁止する「工場法」を成立される。このアダムスらの取り組みは、ソーシャルワークのソーシャルアクションとアドボカシーの起源ともいわれている。









ジェーン・アダムズ(1860年-1935年)は、イリノイ州シーダービルに生まれ、ロックフォード女子神学校を卒業した。1881年に父親が死亡し、自分も背中の手術をしなければならなかったことから、2年間はほぼ病床についていた。学校時代の友人エレン・ゲーツ・スターとヨーロッパ旅行に出た彼女は、ロンドンでトインビー・ホールというセツルメント・ハウスを訪れた。2人はこの体験に触発されて、1889年に「ハル・ハウス」を設立し、アダムズは亡くなるまでそこで生活し働いた。

寄付に支えられて、ハル・ハウスは毎週1万人以上の人々を支援するまでになった。最初の10年間はヨーロッパ諸国からの移民、そして1920年代にはアフリカ系アメリカ人やメキシコ人が対象となった。



サービスの内容は、大人のための夜間学校、公共の食堂、ジム、図書館、働く母親のための保育所、労働組合の集会所などであった。アダムスはハル・ハウスの利用者たちと共に、移民を搾取から守り、女性の労働時間を制限し、労働組合を承認し、初めて少年裁判法を設置し、安全な職場環境を規定する立法を求める運動を進めた。1910年にアダムズは女性として初めて全米社会福祉事業協議会の会長に選出された。彼女が築いたハル・ハウスは、地域の労働階級移民のためのサービスを提供し、セツルメント・ハウスの先駆けとなる。

そして、アメリカ人女性として初めてノーベル平和 賞を受賞した。



1897年までにセツルメントハウスは全米で74か所開設され、セツルメントハウスでは子どもたちの教育保障の場として勉強や料理、体育、音楽を教えたり、また親たちには職業指導や託児・幼稚園の開設などもおこなった。ニューヨーク市内のセツルメントハウスのソーシャルワーカーたちは教育委員会に働きかけて学校給食の保障や校医・スクールナースの配置、障害児クラスの設置などを求めて実現させていった。



ハルハウスでは、子どもたちの学習、料理、 体育、音楽の場の保障や託児・幼稚園・親の 職業指導の場となる



教育の機会も遊ぶ場もない

そして、セツルメントハウスのワーカーによる貧困地域の子どもたちへの教育保障の取り組みは、学校と家庭をつなぐ活動へと展開していく。ニューヨーク市のセツルメントハウスのソーシャルワーカー、マフィー・アブラム(Effie Abrams)らは1906年、貧困家庭の子どもた庭と学校を訪問するための訪問教師活動を開始する。この類似した活動は1906年シカゴで、1907年にはハートフォード、ポストンでも始まる。



1904(明治37)年 日露戦争 1905(明治38)年 夏目漱石「吾輩は猫である」完成 1905(明治38)年 早稲田野球部 アメリカ初遠區

子どもたちの教育保障に向けたセツルメントハウスの ワーカーたちの取り組み(1906年~1907年)

スクールソーシャルワーカーの起源 「visiting teachers」と「訪問支援(アウトリーチ)」

<助間数師の活動(アドボカシー)>

①学校に子どもの家庭状況を理解してもらう ②教師に子どもの情報を提供する ③親に学校や子どものニーズを理解してもらう

<訪問教師の活動内容>

40

1913年、ニューヨーク市のRochester 教育局が訪問教師の制度を全国で最初に開始しました。これを契機に訪問教師活動は全米へと広がっていきます。1916年に出版されたニューヨークの訪問教師の調査結果では、1913年~1914年の1年間で9名の訪問教師が926ケースに対応しています。主に校長や教師知家庭が社会的に課題のある家庭でした。そのような家庭環境から、子どもたちの抱える課題は不品行や低学力,不規則な登校,健康問題等でした。

\$1-1-1-1-1/6の経際地震機器 (MD F-1944) (Albert H.V. M. A.V

假物	215
福	56
硼嫩	1845
6.8	13/5
多館號	985
26.00	3.9%

48

<訪問教師の活動内容>

訪問教師が協働した外部機関は、学校、地域団体(教会・セツルメント ハウス・図書館・奨学金団体・職業機関・他)、行政機関(教育委員会・保 健局・労働局・警察・他)、救済機関,児童養護施設、非行防止機関、保 護機関、少年裁判所などでした。

さらに1918-1920年度の訪問教師の全米調査でも、訪問先は家庭訪問が全体の半数以上を占め、その目的は子どもの置かれた生活条件の確認や子どもの教育や福祉を阻害する諸影響を除去したり改変したりすることでした。また、学校訪問では校長や教師と子どもの問題について協議しました。その他の訪問では、病院、少年裁判所、救済機関等、さまざまな方面への連絡でした。このように、訪問教師は学校、家庭、地域のつなぎ役を果たしていったのです。

では、訪問教師はどのような実践を行っていたのか。1921年に出版されたThe Visiting Teacher in The United Statesより、紹介します。
事例「ジュリアは卒業学年のクラスに在籍していたが、勉強の遅れが見られ、教師に対しては横柄な態度で、注意されると激怒した。そのため、教師は訪問教師に支援依頼をした、訪問教師は家庭訪問にて、ジュリアが9人きょうだいの長女で、父はジュリアを午後から晩まで店で働かせていた。父はジュリアに仕事をさせることによって、ジュリアの栄業が影響を受けていることを知らずにいた。また、父はジュリアの成績の悪化を非難していた。訪問教師は父親にジュリアの仕事、勉強、レクリエーションの時間配分を変える計画を提案した、父親はこの計画に同意し、ジュリア自身もこの計画に努力していくことを約束した。ジュリアの学業の改善はすぐに現れた、その後、ジュリアは学校を無事卒業することができた。」この事例にみるように、訪問教師は「家庭訪問」又は「アウトリーチ」、「家庭環境の改善」、ジュリアや少年の教育保障に向けた「アドボカシー」などの取り組みがみられる。

< 訪問教師活動と障がい児支援 >

1920年のニューヨーク市教育委員会への報告書には、学校に多様な状況を抱える子どもたちが登校してきた。その中には学業についていけない知的障がいの子どもたちも含まれており(下の表参照)、この子たちが急学傾向を示すことも指摘されています。

表 II-2 子どもの知能指数と人数 (New York(City)Board of Education, 1920)										
知能	40 ∼	50 ~	60 ~	70 ~	80 ~	90 ~	100 ~	110 ~	120 ~	総数
指数	49	59	69	79	89	99	109	119	140	
人数	3	16	76	170	176	77	81	9	0	608

そのため、訪問教師は活動の当初から障がいのある子どもたちも支援 していました。訪問教師協会の調査報告では、50名の訪問教師のうち 40名が知的障がいの子どもたちのための特殊学級クラスでの支援が 報告されています。

< 訪問教師活動と障がい児支援 >

また、1916年に出版されたニューヨーク市の訪問教師の調査結果には、訪問教師による障がい児の支援事例が示されています。例えば、「7年生の女児で、彼女には知的な遅れがあると診断された。しかし、訪問教師は母親との面談で、母親が小児科医に詳しく彼女の症状を伝えていないことを知った。そこで、訪問教師は母親を説得し、小児科に再度受診し、正しく彼女の症状を医師に伝えてもらった。その結果、小児科医は彼女が重篤な舞踏病であると診断し、数週間のベットでの絶対安静の処方をした」。

この事例では、訪問教師が母親に対して子どもが適切な医療が受けられるように支援を行っています。

43

訪問教師の配置形態について(1916年)

『当初、ニューヨーク市での実践から、訪問教師が多くの学校対象ではなく、単一の学校に配置されたなら、より効果的なサービスを提供できると確信するようになった。この業務は予防にある。そこで、訪問教師を一つ以上の地区に配置する以前の実践は中止し、1校のみに配置した。これにより、訪問教師は学校長の直接のスーパービジョンの下で集中的な予防業務を行うことになった。』





< 訪問教師活動の発展 >

1916年に15名の訪問教師が全国組織を検討するために集い、 1919年に「全国訪問教師・家庭訪問者協会」(National Association of Visiting Teachers and Home Visitors) を設立します。

さらに、1929年には「アメリカ訪問教師協会」(American Association of Visiting Teachers)に名称変更されます。 そして、訪問教師活動の普及に伴い、訪問教師はソーシャル・ケースワーク教育のもとで養成されるようになていく。



< 訪問教師活動の発展 >

1922年に『ソーシャル・ケースワークとは何か (What is Social Casework?)』を出版したメアリー・リッチモンド(M.Richmond)は、本書の第9章「学校ー職場ー病院―裁判所」で訪問教師の活動について紹介している。この章でリッチモンドは、「訪問教師はソーシャルワーカーであり、その活動は学校制度に最初に導入されたソーシャル・ケースワークであると述べている。

メアリー・リッチモンドの「ソーシャル・ケース・ワーク とは何か」の本書は、ソーシャルワークの基盤となる ものです。ソーシャルワークを知るうえでも読んでお くことが不可欠な著書といえます。



その後、訪問教師はソーシャル・ケースワーク教育のもとで養成されるようになる。しかし、1920年代は、精神衛生運動の影響からソーシャル・ケースワークはフロイド、Sの精神分析学に傾注していくことになる。そして、訪問教師の活動も訪問支援(アウトリーチ)から学校内での生徒への傷間中ではサーンが人と変わる。

の個別カウンセリングへと変わる。 Allen-Meares、Pら(1996)は、「1920年 代が訪問教師の治療的役割の始まりを 反映しており、精神衛生運動は子どもを 「治療する」という視点を増強していった」 と指摘している。

アメリカのSSW研究第一人者 Allen-Meares,P先生と。(シカゴ、ミシガン 州立大学ソーシャルワーク大学院にて)



1941年まで、訪問教師の活動紹介の名称は、「social work in school」(学校でのソーシャルワーク)であった。これが、1942年に 「school social work」の名称に変更され、アメリカ訪問教師協会の 名称も「アメリカ・スクールソーシャルワーカー協会」(American Association of School Social Workers)に変更され、さらに1945年に は「全米スクールソーシャルワーカー協会」(National Association of School Social Workers)となる。

ここに、訪問教師の名称は「スクールソーシャルワーカー」へと変わることになる。ただし、「school social work」の名称は、「medical social work」(医療ソーシャルワーク)のように、学校分野でのソー シャルワークを意味する用語として使用されることになる。





2022年:アメリカ・スクールソーシャルワーク協会(SSWAA)

スクールソーシャルワーカー(School Social Workers)は、

- * 訓練を受けた精神保健専門職である。 * ソーシャルワーク修士号を有している * 学校や社会に対し、個人の社会的・情緒的・生活上の適応に関するサービスを提 供する。
- * 生徒、家族、学校職員にサービスを提供するうえで、家庭、学校、地域のつなぎ 役である
- * 生徒の学業と社会性を増進し、支援していく

(ホームページより)





アメリカでのSSWの資格

<コネチカット州>

以下の3つの資格保有を要件: ①認証された2年間の ソーシャルワーク教育を 修了した<mark>修士号</mark>を取得

②コネチカット州保健局からのソーシャル

③コネチカット州教育委員会からの専門教師認可証 (professional educator certificate)



コネチカット



問題解決 成功のための4ステップ

- 1. 関心事を再考してみる 2. 状況を分析する
- 3. プラン作成し実行する
- 4. プランを評価する







カナダの人口:3629万人(2016年)

○ 2015年の選挙にて自由党が約10年ぶりで進歩保守党に勝利し、党首 ジャスティン・トルドー(Trudeau,Justin)(43歳)が首相に就任。全閣僚 は30~50歳代で、起用した閣僚の構成は、先住民、インド系移民、アフガ ニスタンからの難民出身者、視覚障がい者、身体障がい者を含み、

「<mark>多様性</mark>」に富む。トルドー首相自身が「カナダらしい内閣」と述べ、国民の 多様性はカナダ社会の大きな特徴である。

〇カナダは、10州と3準州で構成される連邦制国家である。州が教育自治 を有し、各州の裁量で教育法規や制度を定めている。

○1971年に連邦政府が世界で初めて、「<mark>多文化主義政策</mark>」の理念に沿って、州単位の多文化教育を実施する。







オンタリオ州

- Elementary school(初等教育):幼稚園(年少と年長の2学年)と 6歳(1年)~13歳(8年)
- O Secondary school(中等教育): 14歳(9年)~17歳(12年)
- O University/College:18歳~

義務教育は6歳ないし7歳~15歳ないし17歳まで

生徒の41%は他の言語で、24パーセントは他国生まれ、12パーセントは 過去3年以内にカナダにきた生徒である

オンタリオ州にはEnglish Public, English Catholic (トロント・カトリック教育委員会) French language Publicと French language Catholicの4種類の公立学校

オンタリオ州の安全な学校政策

○2000年:安全な学校法 (Safe School Act)

生徒には安全で包括的な学習環境を、学校スタップには安全な労働環境を整えることで、学校における責任感、尊敬する気持ち、礼儀正しさ、卓越性が促進されることを目指して、アルコールや違法ドラックの所有と暴力行為などの生徒の停学処分となる要件、武器の所持や性暴力への関与といった退学処分となる要件や処分の手続きなどが明示された。



特定のマイノリティ、とくに黒人の生徒への偏った厳しい指導







生徒サポートチーム(カナダ・トロント)

管理職·担任(学校)

スクールソーシャルワーカー

スクールサイコロジスト

スクールカウンセラー (ガイダンス・カウンセラー)



43







トロント大学大学院 ソーシャルワーク大学院

<1年目>

・カナダの社会政策と社会福祉
・ソーシャルワーク実践の諸要素
・ソーシャルワーク実践研究
・ソーシャルワーク実践の基礎:知識・理論・価値
・Evidence-Basedソーシャルワーク実践の研究
・グループに対するソーシャルワーク実践
・個人と家族へのソーシャルワーク実践
・コミュニティに対するソーシャルワーク実践
・実習:1月~3月・週3日(21時間)・約68日

トロント大学大学院 ソーシャルワーク学部

<2年目>

・専攻選択:①児童家庭、②多様化と社会正義 ③精神保健、④高齢者のソーシャルワーク

各専攻での専門講義

·実習:9月~4月·週3日(21時間)·約80日



1940 スクールソーシャルワーク

(school social work)

medical social work

43

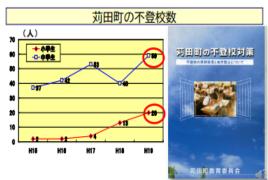


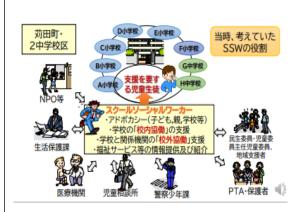




嶋









スクールソーシャルワーカーが担当した27ケース

子どもの抱える状況	人数(複数)
家族問題	
・親の養育放任・放棄	23
・生活保護	22
・親の別居/離婚	15
・児童虐待	1 1
・親のアルコール中毒/精神疾患・知的障害	4
生徒の問題	
・学級での友人関係のトラブル	13
•発達障害	4
・非行傾向	4
教師への不信(生徒・保護者と教師間)	4









< 派遣型から中学校区拠点巡回型に異動したSSWの意見 >

○ 派遣型でいつも悩ましいこと

- ・ケースが重篤化してからしか上がってこないことが多い(ケースを紐 解くと、数年前から支援が必要な状況にあるが、スルーしている)
- ・校内での状況が把握しづらい。教員同士の人間関係、意思決定までの プロセス、本音、困り感など、空気感が表面的にしか伝わってこない。 そのため、校内へ働きかけをするポイントや力のかけ具合が適切かど うかが判断しづらい。
- 子どもたちと出会う場が少ない。
- ・対処療法的になりがち。予防的な発想に持って行きづらい。ケース数に振り回されがち(無意識にケース数で仕事の達成感を感じてしまうような状況に陥ってしまっているのではないか・・・これは私の偏見かもしれませんが)。
- ・学校の日常、児童生徒の生活の様子がイメージしにくい。

中学校拠点巡回型のメリット

- 校内の状況が把握しやすい。先生たちの多忙感や教員同士の人間 関係なども見えてきて、支援ニーズや働きかけのタイミングなどつか みやすい。
- ・子どもたちの授業中の様子がよくわかる。特に、先生の授業が見られるのがメリット。(教え方、声のかけ方、子どもたちとの関係、クラスづくりの工夫、など。先生の見方が変わる)子どもの学校での困り感に、感覚的にも共感しやすくなった。
- ・給食が食べられる。場合によっては子どもたちと給食を食べる。子 どもたちの生活の一部を一緒に体験できる。かかわりの幅が広がる。
- ・定期的にケース会議を持つことができる。
- ・迅速な支援、保護者対応もしやすい。気になる児童生徒を教員と SSW双方向性で確認し、継続的な対応がしやすい。

○ 中学校拠点巡回型のメリット

- ・PTAや地域に根差した視点がもて、介入がしやすい。
- ・子ども、保護者同士からSSWの認知が広がり、支援につながりや すい。
- ・小学校→中学校への連携がスムーズになる。同じSSWが持ち上がりで対応できる。
- ・定期的に学校にいることで、連携している支援機関もSSWの状況 が把握しやすくなった様子。互いにそこに合わせて動きを提案し あったり、連絡取りあったりし、タイミングよく協働できるように なった印象。

<教員からの意見>

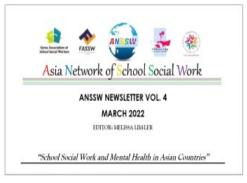
教員からは、派遣型よりも、日頃の様子を分かってもらえるので相談がしやすい。SSWは日頃の子どもの様子を見てくれている安心があり、「一緒に考える、検討する」ことができる。













Mental health in schools Insights from the Asia Network of School Social Work

The Axia Network of School Social Work
to 2019 a small group of school would work reports and professional association representative
time Econo. Nameson. Jesus and Tabous next to James and remained a network of school was

The ANNEW Naveletter of March 2021

The most recent merchanic, oilized by Melinas Lins.Lir., financed on "Rebool Social Work and Memil Hindih in Asian Countrio". The antides firms flow school social workers reported on the second broth of the school population. Close smalles of students lightlyful the intensive and entensive services that school social workers in Asia provide when students have major encoional publishms.

Japan

Your Tolerage, whose court weeker how kinemone beforein, discribed coding with the modern term demonster than produced by the second of the second of

2022年5月号 のInternational Network for School Social Work(アメリカ発行)に ANSSW第4号のニューズレ ターが紹介されました。

福岡県のスクールソーシャルワーカー配置状況(令和3年度)

<SSW配置状況>

○SSW配置市町村:57 (60市町村)

○県立高校:17校

○国立高等専門学校:3校 ○私立高等学校:5校

○SSW採用総数: 198名

THE REPORT OF THE PARTY OF THE







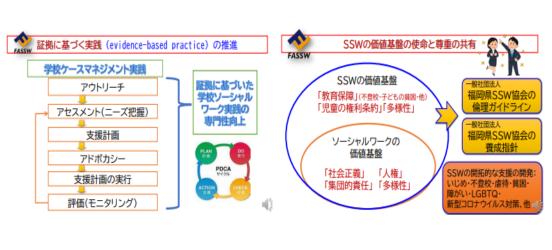


ソーシャルワーク実践はどのような役割と 成果が示せるか?

43

40











SSWによる"Supportive School"を目指して

台湾SSWによる学校内のフードバンク。







SSWによる"Supportive School"を目指して

高等学校でのSSW拡充

特別支援学校でのSSW拡充

新型コロナウイルス対策での学校休校時の支援を要する子どもたちへの要対協・学校・SSWの協働による食糧支援活動

中学校区拠点巡回型でのSSWによる 授業の活性化

その他、開拓的に取り組む活動は いっぱいあります。



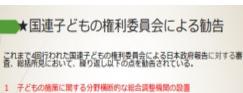


ぜひSSWみなさんの 開拓的実践の玉手箱 を開いで、互いの実 践向上のために共有 していきましょう!!

4)

2022年11月1日(火)全体研修



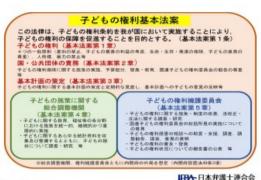


2 子どもの権利に関する包括的な法律の採択

子どもの権利を監視するための独立した機関の設置

★国内の民間でも様々な動き

- ■・広げよう子どもの権利条約キャンペーン(2019年4月)
- ・日本財団「子どもの権利を保障する法律(仮称:子ども基本法)および制度に関する研究会 提言書」(2020年9月)
- ●・日本弁護士連合会「子どもの権利基本法の制定を求める提言」及び別 紙「子どもの権利基本法案」を公表(2021年9月)
- https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2021/2109



///

こともも大変の新たた物産体系がに関する基本を対象のポイント こともよんを対象を有限するとままります。 こともの場合では、こともの場合である。こともであるとなっては、またものはなるでは、またもの場合である。こともであるとなっては、またもの場合である。こともであるとなっては、またもの場合である。こともであるとなっては、またもの場合である。こともであるとなっては、またもの場合である。ことものは、またした。ことも実践する情報。 ことものの場合となって、ことも実践する情報。 ことものの場合となって、ことも実践する情報。 ことものの場合となって、ことも実践する情報。 こともの場合、デオでは中枢をあるとないである。ことものはないでは、は、またものは、またものは、こともを達していたがは、と思うしているがは、と思うしているが、は、またものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことものは、ことも

★ こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定(2021年12月21日)

②全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の下、児童の権利に関する条約に関り。

②全てのこどもが生命・生存・発達を保障されること

③ こどもに関することは、常に、こどもの最悪の利益が第一に考慮されること

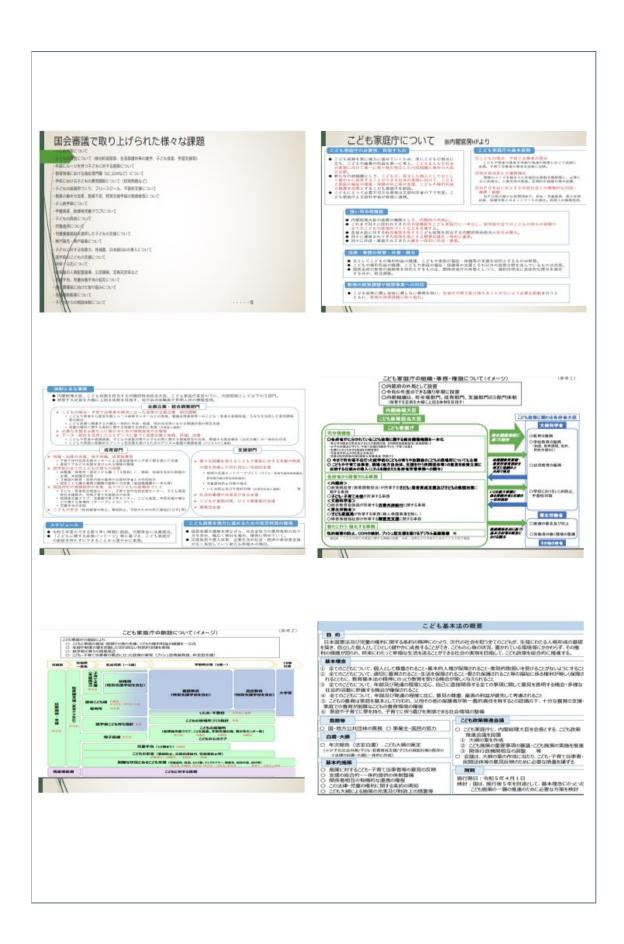
③ こどもは自らに関係のあることについて自由に重要が増え、大人はその意見をこどもの年齢や発達的職に応じて十分に考慮すること

② 企どもは自らに関係のあることについて自由に重要が増え、大人はその意見をこどもの年齢や発達的職に応じて十分に考慮すること

② 企びのこどもが、個人としての尊厳が守られ、いかなる理由でも不当な差別が関連しを受けることがないようにすること

② といった基本原則を、今一度、社会全体で共有し、必要な敬和を推進することが重要である。

※次のページのスライドは内閣官房のHPより引用



令和4年4月22日衆議院内閣委員会野田国務大臣答弁

子どもまんなか社会とは、常に子どもの最高の利益を第一に考えて、子どもに 関する取組、政策が我が国社会の真ん中に振えられる社会のことであります。

子どもが保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく主体、濡い換えれば権利の主体であることを社会全体で認識すること、そして、保護すべきところは保護しつつ、子どもの意見を年齢、発達段新に応じて尊重し、そして、子どもの権利を保護し、子どもを推一人取り残さず、健やかな成長を後押しする、そんな社会であると考えています。

ごども家庭庁を創設し、子どもの権利と尊厳をしっかり守る社会を実現してま いかたいと願っています。

~子どもの権利条約について~

- ■子どもの権利条約批准まで
- ・ジュネーブ宣言 (1924年)
- ・世界人権宣章 (1948年)
- ・児童の権利宣言(1959年) ※元章は毎刊を与するとしているが保護が中心
- ・国際人権規約(1966年) 80.889246.
- ★・ボーランドの子どもの権利条約草案 (1978年)
- /毎コルチャック先生 (子どもの権利大事章)
- */ FEGUEAEAAMEUSOTUUC. (SENUMOE) TECAMESS. SSMEE. GREES
- ・国際児童年(1979年) #アドイア ビューティーフルキーム
- ・子どもの権利条約が第44回面連総会で採択 (1989年)
- ・日本が子どもの権利条約を批雑(1994年) 158費目
 - ※製作「外が保が発度 アメリカは未就を

▶子どもの権利条約について

- ■全54条(1~41条が権利に関する規定)
- ■子どもを権利の主体ととらえて、大人と同様一人の人間としての権利を認める。
- ■成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利を定める。

子どもの権利条約について

- > <4つの柱> 楽ユニセフによる分類 (ユニセフのホームページより)
- ・生きる権利:健康に生まれ、病気やけがの治療を受け、命が守られる権利
- 守られる権利:あらゆる種類の差別、虚符、採取などから守られる権利
- · 参加する権利:自由に意見を表明し、団体を作ったり、参加する権利

子どもの権利条約について

- <条約の4つの一般原則>
- ※国連子どもの権利委員会一般的意見5号バラ12
- 行政機関、議会および司法機関全体で子どもの権利の視点を発展させてい くためには、とくに委員会が一般原則として特定した条約の以下の条項に 限らし、条約全体を効果的に実施していくことが必要である。
 - ・差別の禁止 第2条
- ・子どもの最善の利益 第3条
 - ・生命、生存及び発達に対する権利(成長発達権) 第6条
 - ・子どもの意見の尊重(意見表明権) 第12条

▶子どもの権利条約について

第2条 (差別の禁止)

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、震薬、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は構念 によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をと

子どもの権利条約について

第3条1項 (子どもの最美の利益)

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的者しくは私的な社会福祉機能、裁判 所、行政当時又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最高の利益が 主として考慮されるものとする。

- 大人が妻子に「子どもにとっていいこと」を決めつけて押し付けることはできない。その子どもの発達 段階に応じたコミュニケーションを関り、これらの意思は遠や意見交換の中から、「その子どもにとって疑わよいこと」を第一に考える。
- がもにとって負かれと思ったことも必ずしもそうとは限らない。その子どもを主人公として、対路を しながら、子どもが自分で考え、選択することを支援するのが大人の役目。

失敗もしながら成長発達していく。意見を聴かれながら最高の利益を考えて行く。

子どもの権利条約について

第6条(生命・生存及び発達に対する権利)

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

●子どもの権利条約について

第12条(子どもの意見の意見表明権、意見の考慮、意見聴取の機会)

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のおる児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項 について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成務度に従って相応に考慮されるものとする。

 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、 国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

子どもたちには、自分に関係する全ての事材について、大人に対して意見を述べ、その意見が大人に かって十分に聴かれる軽料を認めた。大人は、子どもの成体から世界を倒く場を設け、その意見に誠実 は国語しなればならない。意見が異なる場合は、話し合い、納得する結論を探る。こうしたかり取りの また、最高の明確が見いたされ、子どもが成長を建していく。

子どもの権利を誤解する意見

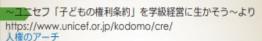
- ★子どもの権利を認めるとわがままを許すことになる
- ★子どもに権利を与える以上義務や責任 がある
- ★子どもに権利を教えると生徒指導がし にくくなる

そもそも「権利」とは

- ▶誰もが生まれながらにもっている
- 「あたりまえのこと」
- 大人によって認められるものでも、与えられるものでもない。
- ただし、知らない自分の権利を子どもはたくさんいる。

子ども権利の正しい理解

- ■子どもの権利 ⇔ 他人の権利
- 応答する側の大人の義務・責任
- わがままでいいんじゃないでしょうか…ヤングケアラーの問題。
- 2000を携ーれがままとは思わない、自分の意見を言えるのは素晴らしいこと■ 自分に應用があること、守られていることを知って添しい。自分だけではなく他の人の権利の尊重した。
- といった子どもからの声
- 私たち大人も権利を教えられないまま大人になった。権利への理解が不十分、備れていない。
- 有来の日本を作っていく子どもたちが意見を言えないまま大人になっていいのか?
- 権利は強いものにあるという誤解?



「権利の保有者」と「義務の担い手」の均衡と支えあいで人権が実現する

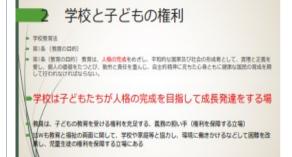
アーテは、古くはヨーロッパの水気機や状態機の建築に使われ、また推動となるととができる温度な建築物です。しかし、定なが均衡を乗ら至いに支えかっていないと、用れてしまい場底しません。このアーチの機造のように、人様の実現となるとかがなかせません。「人様のアーテ」は、この相互とまえあいが欠かせません。「人様のフーテ」は、この相互と表えないが欠かせません。「人様のフーテ」は、この相互と重要した人権が実現されていくことを、一つのモデルとして表しています。子どもの権利を考えるとき、子どもたらが「権利の債务者」であり、罪や社会、そして子どもたらが「権利の債务者」であり、罪や社会、そして子どもとが「子ぞもの権利」を守り、子どもたらが自分分類利を実現できる社会、そして、おとなる子どももともに得難しあえる社会を、このアーテは描いています。

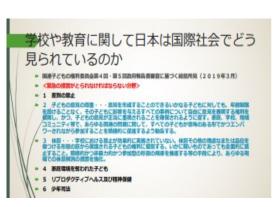
ユニセフ「子どもの権利条約」を学級経営に生かそうより os://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/ 子どもだからこそ必要な土台

成長途上にあり、おとなに比べ傷い立場にある子どもた も。「人権のアーチ」に加えて、子どもの権利を実現す るためには欠かすことのできない、「子どもの権利条 約」のいくつかの条項があります。上の図に描かれてい る台の上の子どもたちがしっかりと立っていられるこ と、つまり、子どもの命が守られ、値やかに成長できる ためには、子どもたちを支える土台がしっかりしていな ければなりません。









学校や教育に関して日本は国際社会でどう見 られているのか

- 教育に関する指摘(パラ39)
- ●・いじめ防止対策推進法に基づく効果的ないじめ対策、なら びに、学校におけるいじめを防止するための反いじめプログ 方ムおよびキャンペーンを実施すること。
- ・ストレスの多い学校環境(過度に競争的なシステムを含 む) から子どもを解放するための措置を強化すること。

◆徒指導における子どもの権利の問題

生装物道の主義

生徒指導とは、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主 体的に成長や発達する過程を支える教育活動である。

なが、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

生使指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の慎重と社会的資質・能力の発 速を変えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己事業ををする。

米生母協選提事より

SSWも「チーム支援」の一員として対応することが明記されている。

不適切な指導の問題

- 「推導死」 1952年~2018年までで103件 ※ (一社) ここから未来 芸田さちこ氏の調査より
- 不適切批奨の具体例
- ①児童生徒の言い分をีがず、事実確認が不十分な正示思い込みで指導する。
- ②始義対応をせず、一人の教賞の判断で指導する。
- 3他の児童生徒の面前や、密亜等の圧迫感のある場所で指導する。
- ④大声で怒鳴る、ものを叩く投げる等の成圧的、感情的な言動で叱責する。
- ⇒ ③過去の指導内容まで引き合いに出してあれるこれもと指導する。
- なだ近め役を作りず複数人で成任的な指導をする。 ・ な変数を発作りず複数人で成任的な指導をする。 ・ な需導権に獲取に人にする。一人で帰らせる。 ※児童主義に連邦責任を負むせる。 ※児童主義に連邦責任を負むせる。

※安全な生徒指導を考える会 会和4年8月9日付け要望書より

生徒指導提要の改訂

8.1 児童生徒の権利の理解」 児童の権利に関する条件

5.1 児童生活の権利の運動 | 1. 児童生活の権利に関する条約。 「児童の権利に関する条約 まず、第一は、教養はの児童の権利に関する条約 まず、第一は、教養はの児童の権利に対する条約です。日本は、甲戌2年によの条約に発布したが、定様の利に影響し、効力がまじています。来来がにおける児童とは、日意未満の全ての書を相します。未来かの名数を発展として、児童は長の基本的人権に十分配慮し、一一人一人を大切にした教育が行われることが求められています。

です。 いじめや暴力行為は、児童生徒の人権侵害であるばかりでなく、連絡や心身に重大な影 響を及ぼします。離職員は、いじめの得無化や自動の防止を目指す上で、児童主義の命を するという当たり前の意勢を載くことが大切です。また、安全・安心な学段づくりは、生 信頼等の基本中の基本であり、同条動の理解は、影職員、児童生徒、保護者、地域の人々 等にとって必要だと言えます。

生徒指導提要の改訂

②こども基本第

中和4年の月に会合された「こども基本的」は、日本国連出及び児童の権利に関する条 の作4年の月に会合された「こども基本的」をでのこどもが、生産にわたる人格物度の基礎を 第さ、日立した個人としてひとしく報かいに成長することができ、こどもの心存の状況。 致われている機関等にかからが、その権利の機関が関係が、利率にわたって幸福な工法 を送ることができる社会の実現を目的して、こども顕彰を総合的に推進することを目的と し、第1条)、以下のような基本理念などが示されており、児童の権利に関する条約と併せて本仏基本理念の機管等について理解しておくことは重要です。

(基本概念のよな記載)
①全でのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるととも
に、窓的物理例が受けることがないようにすること。 (第3条第1号)
②全でのこどもについて、適切に養育されること。 その生活を保障されること、受され
指護されること、その物学や心疾は及び発達を以ても自立が明られること、その地 指達されること、その地か心疾は及び発達を以ても自立が明られることのも 指達されること、その地が地域といるともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受 ける機会が強しく与えるれること。 (第3条第2号) ②全でのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全て の事項に関して変見を表明する機会及び条様を社会的活動に参調する機会が確保され ること。 (第3条第3号)

)全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最初の利益が優先して考慮されること。(第3条第4号)

『例で考える子どもの権利

- ある日Aさん(中学1年生男子)が「学校に行きたくない。」と言い、欠席をする。
- 翌日、保健駅に登成、肥紅が保健駅に行き、「何か嫌なことがあったのか?」と聞くと、Aは「嫌なことがあったけど関したくない。」と答える。
 野狂は「嫌なことがあったら紙に置いて欲しい。」と言って紙を渡して退出する。

- Aは、集合化比紙に「8から期限と言って押された。体育の根準のときに首をしめられた。」と書いた。
 戻って申り開任が、「参加ないか、職なことは全部順くようと、」と伝えると、Aは、思い出しながら「Cからが明らなうでもいく出まれた。」「日に関われた。」と書いた。
 即任は、救援権に8、C、Dを呼び出して、Aが任に書いた中部を伝えて、Aに譲るように言う。
- A. A. C. Dを集めて、謝罪をさせた。

学校を欠案する・・・学高権、無見表明権、人相権、成長完達権 議なことを括させる。着かせる・・・乗見表明権、人権権、成長完達権 謝師させる・・・乗見表明権、人権権、成長民連権 そもそも「子どもの偏高の利益」が考えられているのか?

によっては、成長発達を保障するのではなく阻害されてしまうこともある

様々な場面で子どもの権利を意識した対応を

- ・いじめ・・いじめを受けた子ども、いじめをしたとされる子どもそれぞれの権利 (東京表明権、李富権、生命・生存権、成長発達権、人格権など) ・体調・悪戒・・・体詞は禁止・転ば、叱責、訓告、宿難や満揚当番の割り当てなど)における意見表明権、人格徳、李富権など ・不登校・・・李富権、意見表明権、成長発達権など

- ・特性のある子ども、発達に課題のある子どもへの対応・・・意見表明権、学器権、成長発達権、人格権、差別の禁止(合理的配慮)
- ・校則などの学校でのルール・・・子どもの人権(人格権、表現の自由など)を制約 する名の。合理的な理由、必要性、相当性があるのか、子どもたちの意見を反映させ る仕組みづくり。
- ・外国にルーツをもつ子ども・・・学習権、差別の禁止など

ドどもの最善の利益を考える

3 終わりに

- ■福祉専門職の皆様は子どもを主体として エンパワーメントするという視点を持ち合 わせていると思いますが、学校現場全体で はどうか?
- →指導・管理の対象としてではなく、権 利の主体として、成長発達を支援するという視点への転換

3 終わりに

学校は、子どもたちの成長発達を支えるとても素晴らしい場です。

子どもを権利の主体として、子どもの人格を尊重し、子ど もの意見を聴き、子どもの最善の利益を考慮することを常

を生きる子どもたちの権利の義務の担い手である大人 の一貫としてぜひ協力し合っていきましょう。



2022 年 8 月 25 日 (木) 基礎研修



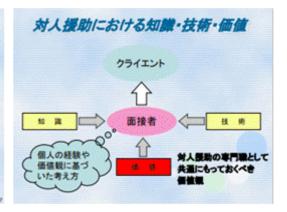






わたしたちは「相談面接」を専門性とした 対人援助職

一定の状況下において 面接者とクライエントとが、 相談援助の目的をもって実施する 相互作用(コミュニケーション)のプロセス であり、一定の要件のもとで 両者間に結ばれる援助関係を 基軸として展開される 専門的な援助活動



相談面接技術のポイント

相談関係の形成

「ケースワーカーとクライエントの両者が形成する 援助関係は、ケースワークの魂である」 (バイステック Felix P.Biestek)

- ~援助面接の有効的な原則~
- ·受容·共感的理解·個別化·非審判的態度

基本的な面接プロセス

- ①援助関係を作る
- ②アセスメントを行う
- ③問題解決に向けて介入する
- ④援助関係を終結する

指導と支援の違い

推導

排導者へ * 被指導者

- ・単方向コミュニケーション
- ・指示的 ・面一的サービス

支援

- 支援者 利用者
- ・間じ高さの目線 ・双方向のコミュニケーション ・非指示的
- ・個別的サービス



「対話」とは

対話とは自分を「語る」こと(内的対話)、他者の想いを「聴く」こと

☆が数や物理器の数√を受け入れる ☆会分の考えをやっことが出来る 「海側」が使される 機は同じ現在で行われる株正は上の事を含る

#4. P00029-4830



リフレクティングトークを用いたグループワーク

リフレクティングトークとは、「聴く」と「話す」を分けて行うことで、自分自身の気持ちに気づく(内的対話)を促すといった、コミュニケーションスキル(家族療法)の一つ



①一人が「話をする人」一人は「話を管く人」二人はその金箔を「観察する人」に分かれます 立弦を抱く人は通常の面接用様、格字の話や他い音句を出しておけてください。観察者のお二人は うなすいたり以及したりはず、他におけ無中してください(物な分) の報等する人がより上の人が、お話を抱いる他かそのとき際にた他いを加てください(物な分) ④報等者の話を使いて、話をする人がどう感にたかをシェアしてください(的り分)

リフレクティングトークのルール

- ①あくまでその場の会話内容に基づいて反応や根拠を行い他の大阪からそれを持ち込まない

通常はこのような形で実践するが、応用が可能で3人から実践できる





展開者とクライエントのみでも可能

器に入は一人でも可能

リフレクティングトークの基本的流れ

(丁事有選集 会話に入る前の投降で、話しをする人/ウライエントなど)に対して、この時間をどのように使いたいと思うか、どのようなかで試し合うのかだいかを得ねる。

②まずは全体では終われませるもの参加になった。一の共和、国 ②高揚子ームのセッシェン・三級者と話をする人、その定案や関連する人と国達を行う 《リアルウティンゲームからのグーイア制作・国味わか・エンがひと段率したところで、リフレウティングチームに話を建すくれ人や整断にそれを思さたいが選問する) のリアルウティングチームのセッシュン1、話を聴いて感じた思いや、生じたアイデアについて会話し、国様チームは耳を採用さ

ムは耳を倒ける 「個議券ームのセッション2: リフレクティングチームによる会話を踏まえて、再び会話する では上のプロセスを1〜数配反後する 「個最後は必ず階級システムのセッションで終了する

※事前準備の関わりは、マインドセットのためにもとても大切な会話のプロセス ※沈黙や「間」は考える時間。大切にする ※全体で90分程度が目安、ながくても120分は超えないのがベター

では早速、グループワークで体感!

未来について語ってみましょう

あなたは一年後、どんな自分になりたい?

そのために不安なこと、疑問に思っていること こんな力を身に付けることができたらいいな。など 想いを語ってみましょう。

わたしたちは「人」を対象とした、 「対人援助職」です

病院なら「患者さん」。学校なら「生徒さん」。 福祉では「利用者さん」「対象者」「クライエント」・・・

誰かの力になりたい 人のために働きたい



わたしたちの仕事は「感情労働」

- ◆相手の感情に寄り添って仕事をする
- ・・・・時には、怒りをぶつけられたり 泣かれたり、すがられたり 生死にかかわる状態にある人と向き合ったり 悲しみや怒り、苦しみや不平不満と向き 合ったり・・・

援助職者は、高度な感情の コントロールが要求される

支援者自身も生活者 職場 家庭の心配 身体的 環境 背景 精神的 信念 価値観 背景 課題対応 の仕方

なぜ、今の仕事を選んだのでしょうか?

《相談援助の「プロ」として・・・》

- ◆責任
- ◆義務
- ◆使命感

《相談援助の「プロ」だからこそ!!!》

- ◆仕事で援助を行うという意識
- ◆対象になる人と自分との境界を設け、客観的に
- ◆援助の範囲と枠をきちんと設ける

→のめりこみ(共依存)を制御

ストレスに対応する力 (コーピング)を高める

- ①ストレッサーを取り除く
- ②出来事がストレッサーになるのを防ぐ
- ③避けられないストレッサーの取り扱い に熟達する
- ④ストレッサーを紛らわしたり、リラックス する方法を身に着ける

ストレスになるのを防ぐ・弱める

- ◎自己主張をする
- 1)自分のことは責任を持って自分で決めることが出来る
- 2) やれないものはやれないと言える
- 3)私の責任で行ったのだから他人に変えることはできない
- 4) ほかの人も、わたしと同じように自由に考えふるまうことが出来る
- ◎相談相手を持つ

1)アイディアをもらえる 2)協力してくれる 3)はげましてくれる、支えてくれる

◎我慢する

例)「勉強しなきゃ!!」一「とりあえずは我慢。向き合ってみる」一乗り越えた達成感

スーパーバイズを受ける

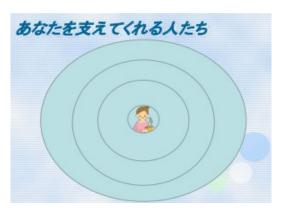
- ①教育的な役割
- ②仕事の質を評価する
- ③情緒的なサポートを行う グ



- ・仕事の進め方はそのままでいいのか?
- ・仕事のやりかたは他にはないのか?
- ・仕事の手順についてこのままでいいのか?
 - → 第三者の目で客観的に見てもらい、 必要に応じてアドバイスをもらう

自分なりのストレスへの対処法 (コーピング)を見つける

- ◎相談相手を持つ
- ◎体を動かしてみる
- ◎考え方の転換(ポジティブに考える)
- ◎自分に優しい言葉を使う
- ◎リラクゼーション法を取り入れる
- ◎気心しれた友人や家族との時間を楽しむ
- ◎音楽を聴く、演奏する、映画を楽しむ
- 0
- 0
- 0



2022 年 11 月 26 日 (土) 専門研修



一般担団法人権関係スクールソーシャルフーカー協会 2022年度 専門研修

インボランタリーな 保護者へのアプローチ

本日のテーマ

自らの実践に対して質的データ分析を行い、インボランタリーな保護者に対するSSWのアプローチの理論構築をしてみよう!!

研修の手順

●データ抽出

②コーディング③カテゴリ化

母理論構築

●データ分析

- ☑ 制限時間は20分
- ☑ 効果・非行化・逆効果の三点に留意

インボランタリーな保護者



模造紙の使い方

カテゴリ	コード	テキスト

模造紙の使い方

効 果	非効果	逆効果
ハ-1 保護者が希望す る曜日 時間帯 方法で の面会を提業。	P-1 定期的に平断を 自宅のポストに投面する。	C-1 アポなしで早朝に 家庭訪問を行う。

❷コーディング

- ☑ 制限時間は20分
- ☑ 抽出されたデータの共通するキー ワード(視点・配慮・行動・特徴etc.) にマーキングを行う。

模造紙の使い方

効 果	非効果	逆効果
A-1 保護者が希望す を 曜日・時間帯・方法で の面会を授業。	B-1 <mark>定集的</mark> に手紙を 自宅のポストに投画す る。	C-1 <mark>アポなし</mark> で <mark>早時に 家庭訪問</mark> を行う。
A-2 保護者が求める情報を提供する。	B-2 資末にプリンドを 持つていて。	C-2 保護者から「連絡 は一切しないでくれ」と 言われたので、しばらく 実施的観もせずに映画
A-3 当論児童に対し て保護者が行って彼し いと思っている支援か ら始めていく。	B-3 決まった時間に	する。 C-3 耐から当該児童 を自宅に迎え に行く。

❸カテゴリ化

- ☑ 制限時間は20分
- ▽ 文字データに概念(小見出し)を付 与していく。エッセンスを失わない 圧縮を意識する。
- ☑ 内的思考にフォーカスを当てる

❷理論構築

- ☑ 制限時間は20分
- ✓ すべてのカテゴリから導き出された アプローチの法則を説明する。
- ✓ ストーリーライン(話の流れを作るイメージ)としてまとめる。

結果図のまとめ



導入期は保護者の降力となるべく、いかなる状況も受容的に受け止める姿勢を明示したうえで、そこから場間別えるとま深期差一つずつ改善人を導くなかで、保護者のエンパワーというに対する信頼を登積していく、その基を身址によって表現していくことで、卒業後の連絡に同けた話しるとは最かななから変更にある方を表現しながら行った。

2023年3月25日(土)専門研修



PCAGIPLIA

事号提供者が簡単な事例資料を提供し、ファシリテ ターと参加者が安全な雰囲気の中で、その相互作用を進 にて参加者の力を個人相に引き出し、参加者の力配と程 魅力ら、事例提供者に役立つ新し、中の組みの方向や貝 体減のとントを見出していくプロセスを共にするグループ体 験



PCA



GIP



PCAGIPの視点

PCAGIPのプロセス

①事例提供者と事例の状況を徹底して理解する(質問の時間) ②事例提供者の資料を多様な視点から理解し参加者で共有する(視点が広が

③事例提供者と事例を取り巻く全体状況を理解する(本当はホワイトボードなどで

可視化する) ④全体状況図に基づき、今後の見適しを立てる

【大切な姿勢】 批判しない、記録をとらない、参加する



(3) 研究 · 国際交流委員会

研究・国際交流委員長 門田 光司

i)研究・国際交流委員会について

1. 研究・研修助成事業

本事業は、正会員の資質向上や学校ソーシャルワーク実践の進展に寄与する目的で、研究・研修について助成を行うものです。令和4年度からは研修助成とし、助成内容例では個人の研修参加費や研修旅費、自主研修会(グループ)での会場費及び講師費に変更しました。しかし、まだコロナ禍での影響なのか、公募申請はありませんでした。令和5年度では、国のコロナ禍対策も緩和されていきますので、研修助成が活用されていくことを期待します。

2. 国際交流事業

2022 年度は、Asia Network of School Social Work(ANSSW)のニューズレター第5号(7月)と第6号(11月)が発行されました。第5号のテーマは、「不登校と学校ソーシャルワーク」です。本協会からは、門田光司氏が日本の不登校の状況について、池田敏氏が小中学校、濱とおこ氏が高等学校における不登校への SSW の取組みについて報告しました。韓国からは技術高等学校での欠席・退学について、台湾からは義務教育法での進路ガイダンスについて、シンガポールからは不登校アセスメント尺度について報告がなされています。なお、第5号の編集担当国は本協会で、奥村賢一副会長が編集作業にあたっていただきました。

第6号のテーマは設定せず、各国のSSWの活動の紹介となりました。本協会からは、奥村賢一氏が保護者支援におけるSSWの役割について報告しました。韓国からは生徒の成長発達のための支援システムの統合の設立について、シンガポールからはシンガポールでの学校ソーシャルワークについての報告がなされています。

なお、第7号が3月に発行予定でしたが、諸事情から発行されませんでした。また、2023年度は第3回 ANSSW 大会の時期ですが、韓国から6月ごろにソウルで開催したい意向が示されました。

(4) 広報委員会

広報委員長 奥村 賢一

i) 多様な広報活動に向けた基盤作り

1. 2022 年度の組織体制

2022 年度の広報委員会は、理事の改選・運営委員の新規任用に伴い、新たに4名体制で発足した(表1)。今年度も広報委員会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインまたはメールにて開催した。今年度は各業務の主担当を決める一方で、可能な限り広報委員が各々の業務を協力・分担して行った。

表 1 2022 年度の広報委員会役割分担表

役職	氏名	主な担当業務
広報委員長	奥村 賢一	全体統轄、ホームページ・SNS 及び動画データ管理 他
広報委員	坂本 美紗	年報編集、テキストデータ管理 他
広報委員	蒲池 恵	研修チラシ、大会ポスター等の統括 他
広報委員	飯盛 友紀	広報誌(Relations)統括、ノベルティデザイン 他

2. 主な委員会活動

- (1) ホームページ等
- ①協会ホームページリニューアル
- ②大会・研修等のポスター・チラシ掲載及び情報掲載
- ③SNS (Facebook、Instagram) での情報配信
- ④Newsletter (ANSSW) Vol.5 & Vol.6 の掲載
- (2) デザイン関係
- ①ホームページ及びポスター等デザインの外部委託
- ②第11回大会ポスター 計1点
- ③研修(全体・基礎・専門)チラシ 計10点
- ④Asia Network of School Social Work in Korea 大会要項翻訳 計 1 点
- (3) 年報·広報誌
- ①2022 年 9 月 23 日 年報 2021「frontier」発刊
- ②2022年12月1日 広報誌「Relations」 vol.14 発刊
- (4) その他
- ①正会員継続記念ノベルティの制作(ボールペン、クリアファイル)
- ②新たな協会広報啓発活動に向けたツールの開発に関する検討

- ii) 2022 年度活動出版物
- 1. 大会・研修ポスターデザイン

1) 第11回大会



2)全体研修







3)基礎研修







4) 専門研修









2. 広報誌 Relations 【2022 年 12 月 1 日掲載】

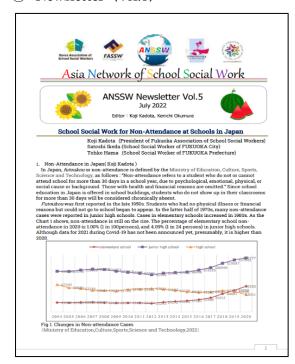




3. ホームページ

1) Asia Network of School Social Work (ANSSW)

① Newsletter (Vol.5)



②Newsletter (Vol.6)



編集後記

一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会 2022 年度版の年報をお届けします。

2022 年度は感染症対策を講じながらも、対面での研修機会が少しずつではありますが戻って参りました。第 11 回大会では多くの皆様にご参加いただき、顔を合わせて交流出来る喜びを感じられた 1 年でした。今後も年報を通じて、協会の活動や実績を皆様にお届けしていきたいと考えております。

末尾になりましたが、本年報を作成するにあたって、ご協力いただきました皆さま に深く感謝申し上げます。

一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会 広報委員会 (奥村、飯盛、蒲池、坂本)

表紙デザイン:浦田 梨央

一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会年報 2022 年度版(第 3 号)

発行日 2023年 9月 20日

編集発行 一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会

₹804-8550

福岡県北九州市小倉南北方 4-2-1

北九州市立大学 寺田千栄子研修室

TEL: 080-3356-4214

E-mail:info@fassw-2012.jp (事務局)

fassw.koho@gmail.com (広報委員会)

